記者発表

令和８年２月１３日
国土交通省東北地方整備局
岩手河川国道事務所

災害時に備えて、沿道区域・届出対象区域を指定

～沿道民地における電柱を対象に、国道４号・国道４６号沿道を指定～

緊急輸送道路では、災害時に電柱等が倒壊することによる道路閉塞を防止するため、電線類の地中化や、沿道区域・届出対象区域の指定による沿道民地の電柱の抑制に取り組んでいます。

このたび、緊急輸送道路の防災上特に重要な以下の区間において、沿道区域・届出対象区域の指定に向け、電柱倒壊により道路閉塞の可能性がある区域の設定案を縦覧します。

〇区域指定予定区間

・東北縦貫自動車道（高規格道路）の盛岡南インターチェンジ
～盛岡市役所（防災拠点）間のうち、国道４号・国道４６号

〇区域設定案の縦覧

・縦覧期間：令和８年２月１６日（月）～令和８年２月２７日（金）
（土日曜・祝日を除く）
・縦覧場所：岩手河川国道事務所　交通対策課
※詳細については次頁をご覧ください。

令和３年に「届出･勧告制度」を創設し、沿道の民地のうち道路管理者が指定した届出対象区域の中に電柱を設置する場合、設置者は道路管理者に対して「届出」を行い、道路管理者は道路閉塞のおそれがある場合には必要に応じて設置場所の変更等の「勧告」を行えることとしました。

〈発表記者会：岩手県政記者クラブ、東北建設専門紙記者会〉

＜問い合わせ先＞
国土交通省　東北地方整備局　岩手河川国道事務所
副所長（道路）　清橋（きよはし）　秀聡（ひであき）　（内線２０５）
交通対策課　保全対策官　佐藤（さとう）　忍（しのぶ）　（内線４０７）
住所：岩手県盛岡市上田四丁目２－２
電話：０１９－６２４－３１３１（代表）

■沿道区域・届出対象区域の区域設定案の縦覧について

道路法第４４条及び第４４条の２に基づく沿道区域・届出対象区域の区域設定案について、以下のとおり縦覧します。

〇設定内容

指定する工作物　　：　電柱

沿道区域・届出対象区域　：　国道４号・国道４６号沿道

〇区域設定案の縦覧

縦覧期間　　：令和８年２月１６日（月）～令和８年２月２７日（金）
土日曜・祝日を除く平日９時～１２時、１３時～１７時

縦覧場所　　：国土交通省　岩手河川国道事務所　交通対策課
（〒０２０－００６６　岩手県盛岡市上田四丁目２－２）

【沿道区域・届出対象区域のイメージ】

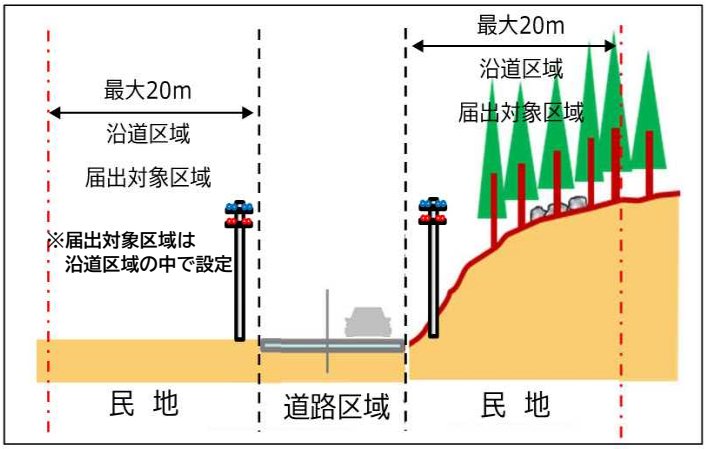

【今後の手続きの流れ】

沿道区域の指定

↓

届出対象区域の指定

↓

工作物(電柱)を設置しようとする者から
道路管理者へ工作物設置を届出

↓

必要に応じ、倒壊しても道路閉塞しない
位置や高さへの変更を工作物設置者へ勧告

沿　道　区　域：道路に損害や危険を及ぼす場合は、その防止措置を命ずることが可能な区域

届出対象区域：沿道区域の全部又は一部において、電柱等を設置する際、届出が必要な区域

【道路の閉塞を防止する仕組み（イメージ）】



※今回は、新設する電柱を対象とします。

沿道区域・届出対象区域の対象となる区間



地図データ出典：国土地理院ウェブサイト(https://maps.gsi.go.jp/)地理院タイルを加工して作成

沿道区域・届出対象区域の対象となる区域のイメージ

